

平成 17 年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針

平成 17 年 3 月 25 日公表

平成 17 年度の電波利用料の料額算定に関しては、昨年 10 月 1 日に公表された電波有効利用政策研究会の最終報告書（以下、「報告書」と表記。）を踏まえ、総務省において、電波利用料の料額算定に関する具体化方針（案）を作成・公表して広く国民の皆様のご意見を募集（同年 11 月 8 日～26 日）しました。また、頂いたご意見に対する総務省の考え方を公表（同 12 月 24 日）しております。

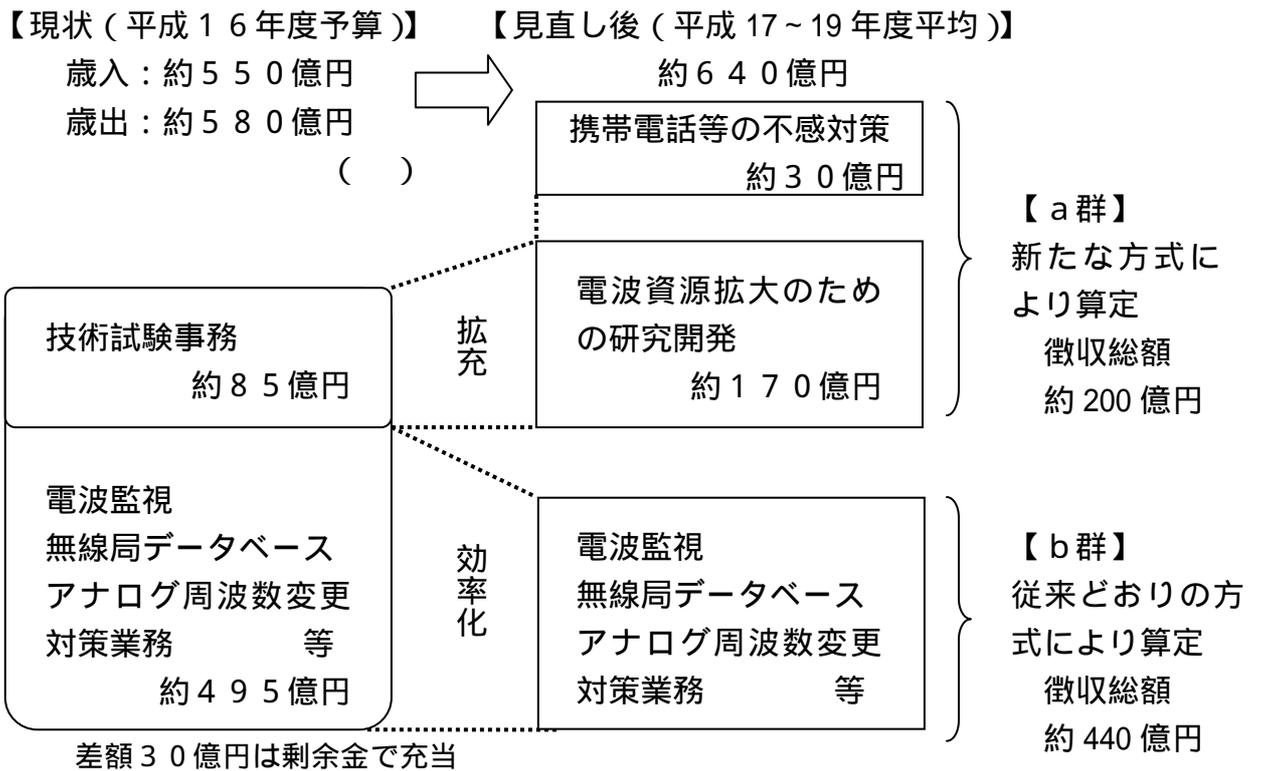
このほか、免許人の方々等から頂きました個別のご質問に対する回答などについて、今般、これらを取りまとめ、整理しましたので、「電波利用料の料額算定に関する具体化方針（案）に関する意見の募集結果」（平成 16 年 12 月 24 日公表）の補足資料として公表します。

なお、これらの考え方に従い算定した電波利用料の具体的な料額は、平成 17 年 2 月 8 日に閣議決定し、2 月 9 日に国会に提出した電波法の一部を改正する法律案に反映しております。

1. 総論

報告書第 4 章第 3 節の記述に基づき、見直し後の電波利用料の基本構造は下図のとおりとします。また、その用途に従って、以下のとおり「a 群」と「b 群」に分類します。

- ・「a 群」・・・電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策と位置づけられる、「電波資源拡大のための研究開発」及び「携帯電話等、無線システムの不感対策」に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定することとします。
- ・「b 群」・・・電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務に係る費用に対応する金額については、引き続き、現行方式により算定することとします。
また、アナログ周波数変更対策業務等については、これまで二度の国会審議を経て、負担のあり方も含めて整理し電波法が改正された経緯等を踏まえ、現行の算定方式を採用することとします。



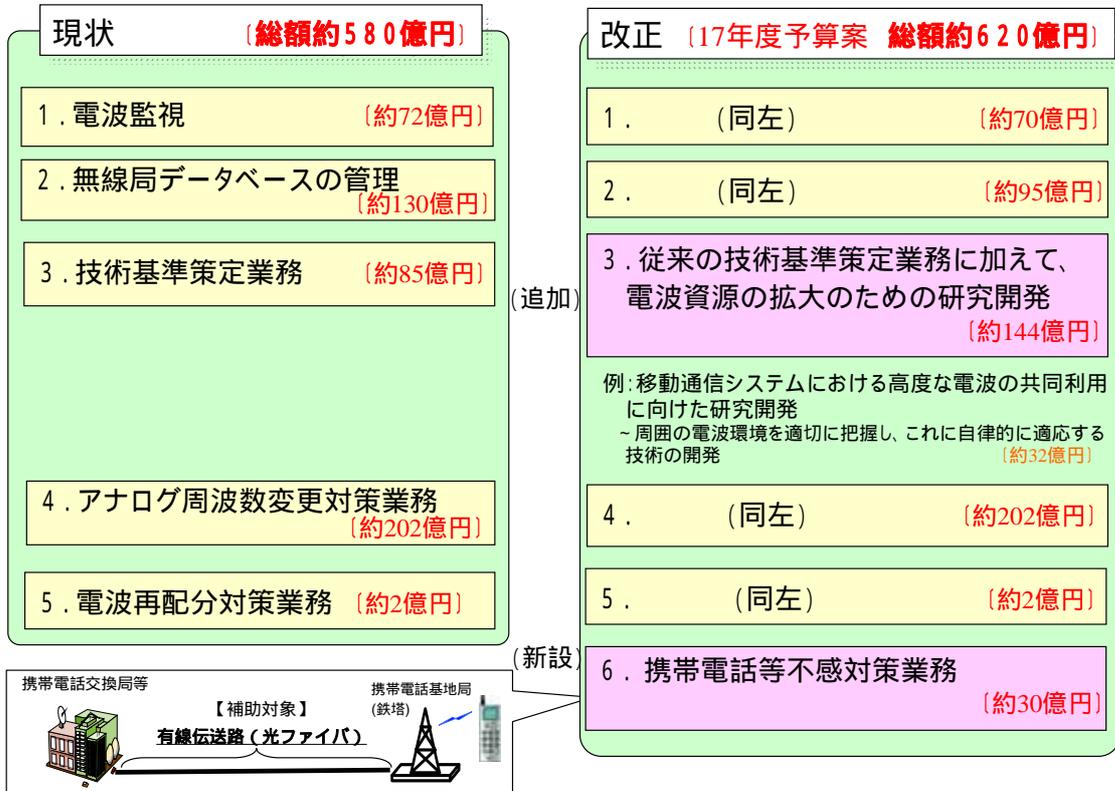
この際、b群の徴収総額の算定にあたっては、報告書にも以下のように記されているとおり、効率化に努めることとしています。

電波資源拡大のための研究開発や電波利用の地理的デジタルディバイドの解消方策など、新たな用途の拡充を図る一方で、現行の電波利用共益事務のあり方を見直して効率化努力を行うことが必要である。（報告書第6章第4節）

また、施行期日については、法案においては、平成17年10月1日とされているところ。

なお、電波利用料は、従来から、年度ごとの変動が予想される一方で、料額の安定性にも配慮する必要があるため、3年ごとに料額を見直すこととしており、今回の見直しにおいても平成17年度～19年度の3年間の歳出予定額を基に料額を算定しています。

因みに、平成17年度予算案における個別の用途ごとの所要額は、以下のとおりです。



2. 料額算定の基本的な流れ

(1) 基本的な考え方

今回の見直しにおける料額表作成の基本的な考え方は、以下のとおりです。

現行料額表の区分(「1 移動する無線局」「4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局」等、9区分)を踏まえた上で、適宜、これに周波数帯域、帯域幅、出力、設置場所等を勘案して細分化します。

現行電波利用料料額表

(平成11年5月21日改正)

区分	電波利用料額 (年額：円)	代表的な無線局の例
1 移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	600	簡易無線局 船舶局
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	5,500	基地局(PHS等) 海岸局
3 人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	24,100	通信衛星放送衛星
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	10,500	インテルサット地球局
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、または携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	2,200	船舶地球局 航空機地球局
6 放送をする無線局(3の項及び7の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。)	23,800	テレビジョン放送中波 放送
7 多重放送をする無線局(3の項に掲げる無線局を除く。)	900	音声多重放送文字多 重放送
8 実験無線局及びアマチュア無線局	500	実験局 アマチュア局
9 その他の無線局	16,300	固定局

見直し後の料額表(抜粋)

区分	電波利用料額
1 移動する無線局 (3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの
	航空機局又は船舶局
	航空機局又は船舶局以外のもの
	使用帯域幅が6MHz以下のもの
	使用帯域幅が6MHz～15MHz以下のもの
	使用帯域幅が15MHz～30MHz以下のもの
	使用帯域幅が30MHzを超えるもの
3000MHz～6000MHzの周波数の電波を使用するもの	
使用帯域幅が100MHz以下のもの	
使用帯域幅が100MHzを超えるもの	
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局 (5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの
使用帯域幅が3MHz以下のもの	
使用帯域幅が3MHz～50MHz以下のもの	
第1地域(東京都 ⁽¹⁾)の区域内にあるもの	
第2地域(大阪府、神奈川県 ⁽²⁾)の区域内にあるもの	
第3地域(その他道府県 ⁽³⁾)の区域内にあるもの	
第4地域(過疎地・離島)の区域内にあるもの	
第1地域の区域内にあるもの	
第2地域の区域内にあるもの	

(以下略) 過疎地・離島を除く

の料額区分の具体化に際しては、料額区分が現実の電波利用実態に沿うものとするため、先ず、6 GHz 以下の逼迫帯域^(1)における代表的な無線システム(以下「算定対象システム」という。^(2))を選定し、当該算定対象システムごとに、下記(2)及び(3)の基本的な料額算定方針に従い計算された金額を、当該区分の料額として設定しています。

次に、このように設定した料額区分について、算定対象システムとそれ以外の無線システムの負担の公平性を確保する観点から、算定対象システム以外の無線システムについても、当該算定対象システムと同様の電波利用形態のものには、当該料額を適用することを基本としています。このため、料額区分の適用対象に関しては、原則として、当該算定対象システムの具体的な用途を規定するのではなく、その使用帯域や帯域幅等の客観的・中立的な要件を規定することを基本としています。

なお、6 GHz 超の非逼迫帯域を使用する無線局の料額についても、無線局免許人間での負担の公平性を図ることが必要であるため、逼迫帯域を使用する類似の無線局の「a群」に係る算定金額を参考としつつ、非逼迫帯域での使用であることも踏まえ、適切に料額を設定しています^(3)。

〔(1) 逼迫帯域の考え方〕

逼迫帯域については、電波の利用状況に鑑み、以下の報告書の考え方のとおり、6 GHz 以下の帯域を逼迫帯域と観念することとします。

【参考：逼迫帯域の報告書の考え方(第5章第3節)】

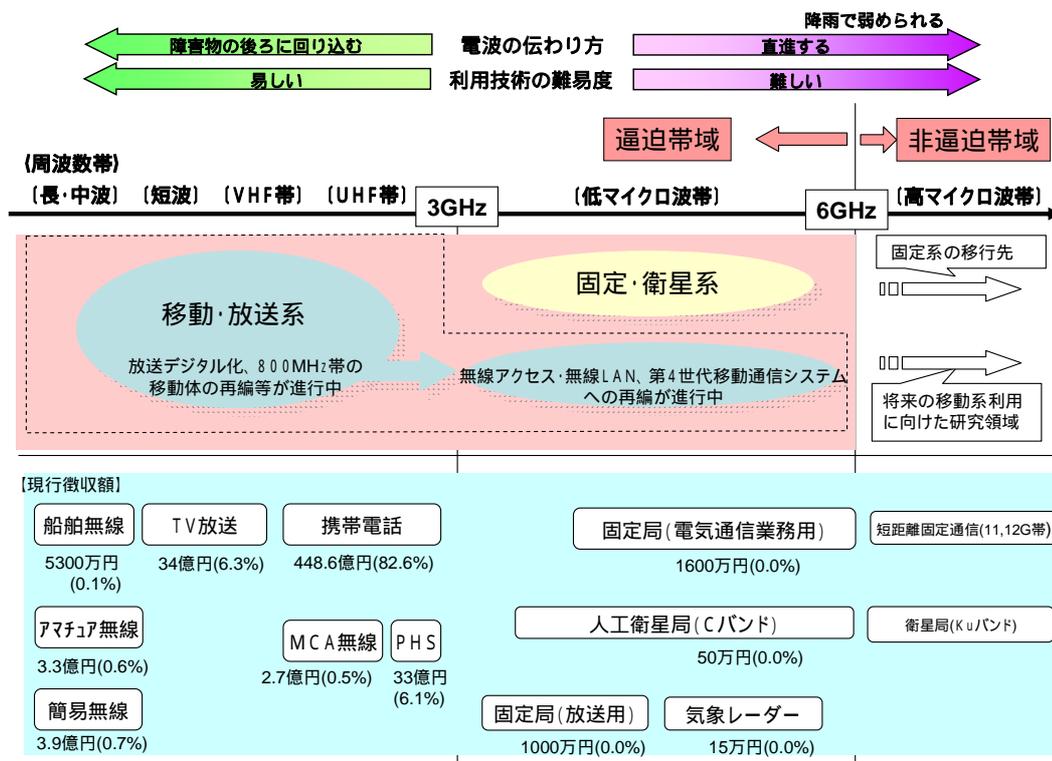
逼迫帯域については、現在、主に移動通信や放送局等が利用している3 GHz 以下に加えて、既に導入が進められている無線アクセス・無線 LAN や2010年ごろの導入を目標としている第4世代移動通信などによる利用が予定されている3～6 GHz 帯(低マイクロ波帯)は、現実に「使い勝手がよい帯域」として、ほとんどの無線局が使用しており、新規サービスの参入が困難な状況にある。さらに、周波数再編方針でも明らかなとおり、電波ビジネスの開花・発展のために不可欠な電波ニーズが6 GHz 以下の周波数帯に集中・競合していることから、これら新たな電波ニーズに応えるには、従来にはない形での大胆な電波再配分が不可欠となっている。そこで、第1章で述べたように、本年の通常国会において電波法改正が成立し、電波の再配分も導入されたところである。こうした事情を踏まえれば、6 GHz 以下の帯域を逼迫帯域と観念することが適当である。

また、逼迫帯域においても、3GHz以下の帯域は、3～6GHzの帯域に比べて、
 障害物の後ろにより回り込みやすい周波数特性を有すること
 利用技術の難易度の点から、より容易に利用可能であること
 などの違いがあります。

こうした周波数帯域の技術的な性格の違いから、従来、移動・放送系の無線システムについては、UHF帯までの帯域（3GHz以下）での利用が技術的な限界とされてきたため、放送や携帯電話、PHS、MCA、簡易無線などの主な無線システムは、現在、3GHz以下の周波数を使用しているところです。近年の携帯電話の爆発的な普及等、移動通信の急速な発達に伴い、当該帯域では強い逼迫状況が生じ、使用帯域の拡張や新たな無線システムの導入が困難な状況となっております。

このため、従来、固定・衛星系で利用されてきた「3～6GHz」の帯域においても、近年の技術革新の結果、5GHz近辺の周波数帯での移動通信関連技術が開発されつつあることも相俟って、当該帯域における移動通信の利用ニーズが急激に高まっており、逼迫状況が進展してきているところです。

【周波数利用の現状及び現行の電波利用料負担額の概要】



〔^(2)算定対象システムの考え方〕

6GHz以下の周波数帯域において、「算定対象システム」とは、周波数割当計画に規定される無線システムから、

主として国や地方公共団体等が使用している帯域を使用する無線システム^(* 1)

使用する帯域幅が小さい無線システム（割当帯域幅が3MHz幅以下のもの）

政策的配慮が必要な無線システム（義務船舶局、義務航空機局^(* 2)、アマチュア無線局等^(* 3)）

の3種類の無線システムを除いたものとします。但し、本文中の説明にもあるとおり、電波利用料負担の公平性の観点から、上記～の種類の無線システムについても、相応の料額を適用することとします。

^(* 1) 国等が使用する無線局については、電波有効利用政策研究会において、原則徴収としつつ、高い公共性を勘案して、政策的に減免する余地はあり得ることを基本原則と整理した上で、今回の見直しにおいては、その制度化に優先して、国等による電波有効利用努力や、有効利用の実態についての説明責任の充実等を求めることとされています。

これを踏まえ、国等の無線局については、引き続き、現行の減免措置を継続することとしており、これらが主として使用する帯域を使用する無線システムについては、算定対象外とします。

^(* 2) 3GHz帯の船舶用レーダについては、国際条約において第2レーダとして優先的に設置すべき旨明記されていることや、悪天候の際などにおいて9.4GHz帯を使用しているレーダ（義務設置局）の補完的な役割を果たしている実態にも配慮して、義務設置局と一体をなすものとして料額を設定します。

^(* 3) アマチュア無線局については、従来どおり政策的配慮が必要な無線システムとして、現行の料額(500円)を維持します。

^(3) 例えば、非逼迫帯域の電波を使用する衛星地球局の料額については、逼迫帯域の電波を使用する衛星地球局の中でも、過疎地や離島において最小単位の帯域幅を使用する衛星地球局に適用される料額を参考として定めます。

(2)「a群」(徴収総額約200億円)に係る料額算定の基本的な流れ

〔第1段階〕

まず、徴収総額約200億円は、逼迫帯域と位置づけられる6GHz以下の周波数帯域に配分するものとして計算します。

さらに、当該約200億円を、移動・放送系を中心とした「3GHz以下の帯域」と、固定・衛星系を中心とした「3～6GHzの帯域」に、一定比率(3:1)で配分します^()。[したがって、3GHz以下の帯域での徴収総額は約150億円、3～6GHzの帯域での徴収総額は約50億円となります。]

〔()3:1とした理由〕

3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域のそれぞれの価値の比較に当たっては、

- 1) 一般的に周波数帯域が高くなればなる技術的に利用が困難となること
- 2) 明確かつ客観的な説明であることが望ましいこと
- 3) 結果としての負担金額について、負担者の理解が得られるものであること

等を踏まえて、0～3GHzと3～6GHzの各々の中心周波数である1.5GHz及び4.5GHzの逆比を用いることとしたものです。

総務省としては、これまでの行政実務を通じて得た知見、諸外国の料額の現状、説明の容易性、民間電波利用者における今後の3～6GHz帯への期待の強さ等を考慮して、本指標について具体化方針案でお示したところですが、意見募集の結果等も踏まえて、大多数の免許人に妥当な指標として受け止めていただいたものと理解しております。

なお、諸外国においても、周波数帯域に応じた価値の勘案を行っていますが、例えば韓国では、800MHz帯の価値と5GHzの価値の比を10:3と定めているなど、今回の案とほぼ同様の比率となっています。

〔第2段階〕

次に、各種無線システムの使用帯域幅や、電波の利用形態、公共性等を勘案して、上記の各帯域の徴収総額(約150億円又は約50億円)を、算定対象無線システムごとに配分することとします。

(詳細は別添1参照)

〔第3段階〕

最後に、各種無線システムごとの配分額を、個別無線局ごとに配分しますが、その際、必要に応じ、各無線局の地域特性や出力等を勘案します。

但し、携帯電話等、広域専用電波を使用しているものについては、個別無線局ごとの課金体系ではなく、地域ごとに使用している帯域幅に応じた課金体系を導入します。(詳細は別添2参照)

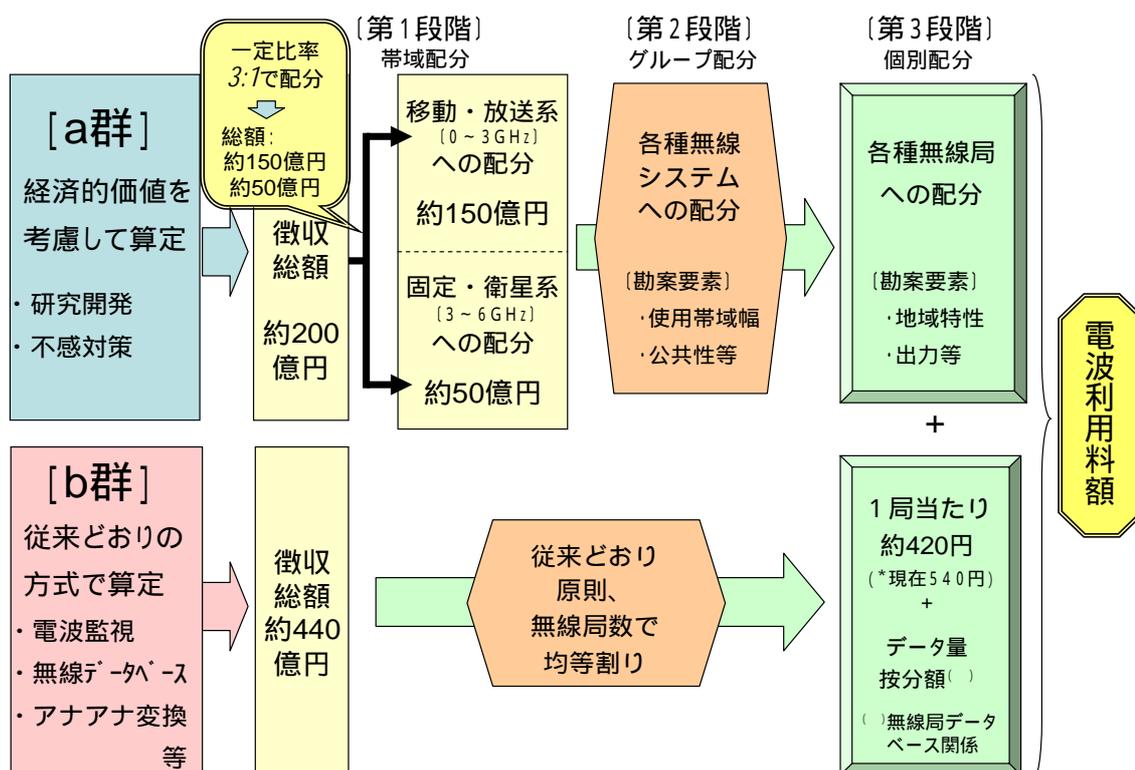
なお、上記の基本的な流れで計算される算定対象システムからの徴収額に加え、上記(1)で記述したとおり、電波利用料の負担の公平性の観点から、算定対象外システム及び非逼迫帯域の無線システムからも「a群」相当額を徴収するため、これら算定対象外システム等からの徴収額(仮に総額 x 億円とします)も合わせて、「a群」相当額約200億円を確保することとしています。

そこで、算定対象システムに実際に適用される「a群」相当額の金額は、上記の第3段階を経て計算された金額を再計算することとしており、おおよそ $\frac{200}{200+x}$ 倍の金額に設定されることとなります。

(3) 「b群」(徴収総額約440億円)に係る料額算定の考え方

「b群」相当額(徴収総額約440億円)については、従来通り、無線局数で均等配分した金額に、無線局データベースに係るデータ量按分額を加えたものを、各無線局ごとの負担額とします。

こうして算定した「a群」に係る金額と「b群」に係る金額を合計したものを、個々の無線局ごとの電波利用料額とします。



《第 2 段階》【各種無線システムへの負担額の配分】について

「割当帯域幅」の計算

各種算定対象無線システムからの徴収総額は、原則、各種無線システムの使用帯域幅に基づいて、第 1 段階の徴収額(「3GHz 以下」について約 150 億円、「3～6GHz」について約 50 億円)を配分することとします。

各種無線システムの使用帯域幅の計算にあたっては、原則、周波数割当計画で定められている帯域幅に基づくこととします。この際、例えばマイクロ固定通信(電気通信業務用)と衛星通信のように、同一周波数帯で異なる無線システム間で重複利用を図っている場合には、2システム間の重複利用であれば、当該帯域幅に 1/2 を乗じて計算します。(この帯域幅を「割当帯域幅」と表記します。)

【参考：使用帯域幅の計算についての報告書の考え方(第 5 章第 4 節)】

電波の経済的価値の勘案にあたっては、前述のとおり、同じ地域や周波数帯域において、電波を占有する程度が大きければ大きいほど、その経済的価値も、より大きいものとするのが適当である。このため、こうした量的要素(使用する帯域幅や使用地域の範囲)を勘案した料額算定とすることが必要である。こうした量的要素の勘案により、使用する電波の量に応じた電波利用料を課することが可能となり、免許人間の公平性を確保するとともに、電波の有効利用を図るものである。

使用する帯域幅の勘案については、一定の区分の帯域幅ごとにその帯域特性を勘案した徴収総額を設定し、これを当該周波数区分の使用者で按分することが適当である。具体的には、類似の周波数帯域において、類似の形態で、帯域幅を 2 倍使用する場合にはその料額も 2 倍となり、また、ある周波数区分を n 人で使用する場合には、個々の料額は徴収総額の n 分の 1 とする算定方式が、原則適当と考えられる。



例えば、3～6GHzの帯域においては、周波数割当計画上の帯域幅は、

- ・マイクロ固定局（電気通信業務用）：
3600-4200MHz, 4400-4900MHz, 5925-6000MHz（計1175MHz幅）
- ・マイクロ固定局（放送事業用〔3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、映像STL/TTL/TSL〕）：
3400-3600MHz, 5850-5925MHz（計275MHz幅）
- ・人工衛星局：3400-4200MHz（計800MHz幅）
- ・衛星地球局：5850-6000MHz（計150MHz幅）

となりますが、例えばマイクロ固定通信と人工衛星では、同一の帯域を重複利用しているため、それぞれの重なる部分につき2分の1を乗じて計算した「割当帯域幅」は、

- ・マイクロ固定局（電気通信業務用）：
 $675\text{MHz} \times 1/2$ （人工衛星局及び衛星地球局と重複利用）+ 500MHz
= 837.5MHz幅
 - ・マイクロ固定局（放送事業用）
 $275\text{MHz} \times 1/2$ （人工衛星局及び衛星地球局と重複利用）= 137.5MHz幅
 - ・人工衛星局：800MHz $\times 1/2$ （マイクロ固定局と重複利用）= 400MHz幅
 - ・衛星地球局：150MHz $\times 1/2$ （マイクロ固定局と重複利用）= 75MHz幅
- となります。

また、3GHz以下の帯域において、同様に重複利用を勘案した割当帯域幅は、例えば

- ・広域専用電波（携帯電話・MCA型）：328MHz幅
 - ・PHS：35MHz幅
 - ・人工衛星局：60MHz幅
 - ・800MHz帯映像FPU等：
 $19\text{MHz} + 18\text{MHz} \times 1/2$ （特定ラジオの陸上移動局と重複利用）= 28MHz幅
- となります。

「算定帯域幅」の計算

次に、各種無線システムごとの負担額の算定の基礎となる「算定帯域幅」の計算の段階において、各種無線システムの電波の利用形態（例：専用型か共用型か）や公共性などを勘案することとします。具体的には、下記の勘案要素ごとに、それぞれ適切な係数を設定等した上で、各種無線システムの「割当帯域幅」に当該係数を乗じて計算等した帯域幅を「算定帯域幅」とします。

〔 勘案要素 〕

共用型の電波利用形態

- ～ 多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案することとして、係数を 1/2 として計算します。

〔 適用例：簡易無線、800MHz 帯映像 F P U 等、M C A 〕

なお、PHS システムは、参入事業者数を限定している点では通常の共用型の電波利用形態とは異なりますが、他方、同一の帯域の中で複数事業者が周波数の共用を図る点では、共用型の電波利用としての性格も有している形態として扱うこととして、係数を 3/4 として計算します。

〔 適用例：P H S 〕

外国の無線局等との周波数調整等を行う必要があるもの

- ～ 外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整等が必要な利用形態である点を勘案することとして、係数を 1/2 として計算します。

〔 適用例：人工衛星局、地球局 〕

国民への電波利用の普及に係る責務等

- ～ 電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとして、係数を 1/2 として計算します。

〔 適用例：800MHz 帯映像 F P U 等、ルーラル加入者無線、ラジオ局、マイクロ固定局（放送事業用） 〕

国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの

- ～ 国民の生命・身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについては、その公共性を勘案することとして、係数を、原則 1/2 として計算します。

〔 適用例：人工衛星局、地球局、ラジオ局 〕

非逼迫地域での使用

- ～ 通常、その使用区域が海上や過疎地域等の非逼迫地域に限られる等の無線システムについては、係数を、原則 1/5 として計算します。

〔 適用例：ルーラル加入者無線、衛星移動通信システム 〕

その他

テレビジョン放送局の「a群」に係る金額については、上記の公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担^()を求めているところです。そこで、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定します。

() テレビジョン放送局の追加的電波利用料額(2003年～2010年)

大規模局	中規模局	小規模局
3.1億円	83,000円	620円

【参考：共用型の電波利用についての報告書の考え方(第5章第5節)】

共用型の電波利用は、国民に等しく電波利用の機会を付与する点で、本来、望ましい利用形態である。しかしながら専用型の電波利用と異なり、予期に反して利用者数が増加すると、他の利用者のみならず利用者本人の通信品質も著しく低下するなどの問題が内在している。これは電波の経済的価値に影響を及ぼすものと考えられ、この点を料額算定において勘案することが適当である。

因みに、経済学的に、専用型の電波利用は私的財に近いのに対して、共用型の電波利用はクラブ財に近いと位置づけることが可能であり、その料金の位置づけも、前者は競争料金と、後者は混雑料金と整理することが可能との指摘もある。

なお、PHS事業者のように、特定の帯域で参入事業者を限定して排他的利用を可能とする点では専用型であるが、同時に当該帯域の中では共用を図る点では共用型の側面も有する利用形態があることに留意が必要である。また、同一地域内で特定の帯域を、異業務の無線システム(衛星局と固定局など)との間で共同利用を図っている形態等にも留意する必要がある。

【参考：公共性等の勘案についての報告書の考え方(第5章第5節)】

序章に記したように、電波は国民共有の資源であり、その便益は本来、広く国民に及ぶよう努められるべきものである。

この点、防災無線や放送など、電波利用の便益を広く国民に及ぼすため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である。

この背景となる考え方として、電波法の目的に「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進」が掲げられている(法第1条)。この点は、本報告書の序章にお

いても、「国民共有の資源である電波が事業活動に用いられる場合には、市場活動を超えても、国民が等しくその利益を享受できるように努めるべき電波の公共性と、本来自由であるべき市場活動との調和をとりつつ、電波利用社会全体の発展を図る必要がある」と述べているとおりである。

その他、電波を用いる業務に関する高い公共性等の勘案や、衛星システム、レーダ等に見られる技術特性や国際調整の必要性等の勘案についての適否は、今後、総務省において料額算定の具体化を図る中で、客観的かつ合理的な基準の策定も含めて適切に検討することが適当との見解も示されたところである。

各種算定対象システムごとの負担額の算定

最後に、上記の「算定帯域幅」に基づき、各種算定対象システムごとの負担額を算定します。

【各種算定対象無線システムごとの負担額の算出方法】

〔3GHz～6GHzの帯域の場合〕

各種算定対象システムごとの負担額

《例》

- ・マイクロ固定局（電気通信業務用）：837.5MHz 幅
- ・マイクロ固定局（放送事業用）：68.8MHz 幅
- ・人工衛星局：100MHz 幅
- ・地球局：18.8MHz 幅（小数点第2位以下四捨五入）

$$= 50 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該無線システムの算定帯域幅}}{\text{3GHz～6GHzの各種算定対象システムの算定帯域幅の合計}} \\ (\text{約} \underline{1038 \text{ MHz}})$$

〔3GHz以下の帯域の場合〕

各種算定対象システムごとの負担額

《例》

- ・広域専用電波（携帯・MCA型）：297MHz 幅
 - ・PHS：26.3MHz 幅
 - ・人工衛星局：7.5MHz 幅
 - ・テレビジョン放送局：6MHz 幅
 - ・800MHz帯映像FPU等：7MHz 幅
- (小数点第2位以下四捨五入)

$$= 150 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該無線システムの算定帯域幅}}{\text{3GHz以下の各種算定対象システムの算定帯域幅の合計}} \\ (\text{約} \underline{383 \text{ MHz}})$$

()但し、算定対象外無線システムからの徴収総額を踏まえ、9ページに示したとおり、逼迫帯域からの徴収総額について再計算します。

因みに、これらの計算の結果、上記の例に掲げた算定対象システムごとの「a群」に係る徴収総額は、以下のとおりとなります。

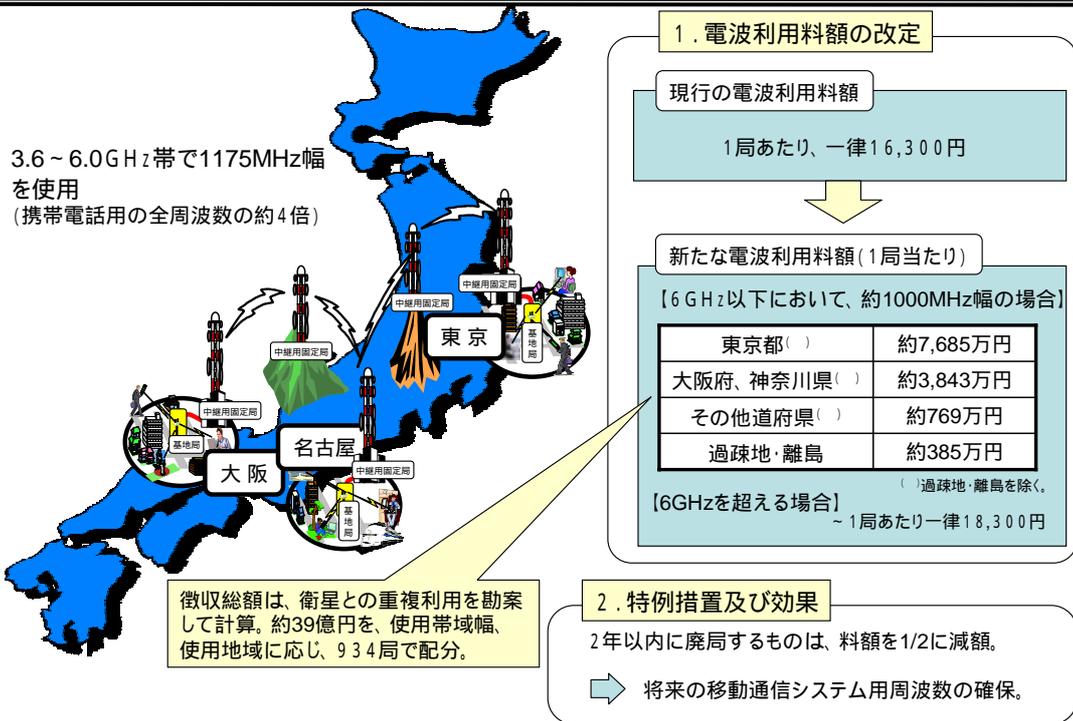
〔3GHz～6GHzの帯域〕

・マイクロ固定局（電気通信業務用）	約39億円
・マイクロ固定局（放送事業用）	約3億円
・人工衛星局	約5億円
・地球局	約1億円

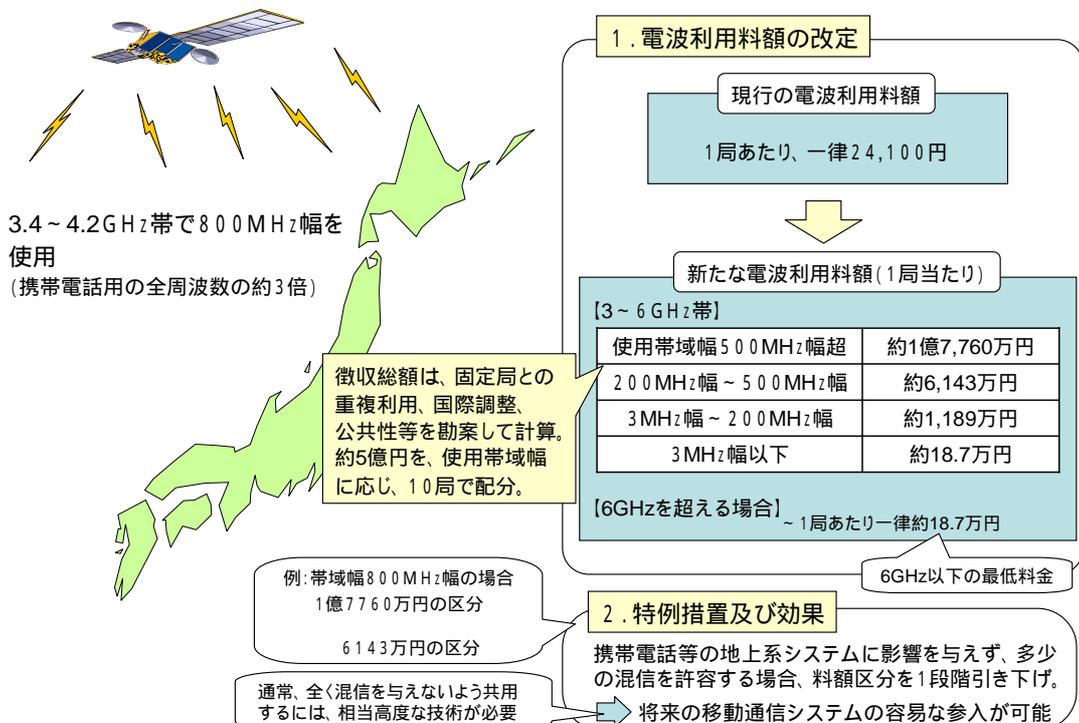
〔3GHz以下の帯域〕

・広域専用電波（携帯電話・MCA型）	約106億円
・PHS	約9億円
・人工衛星局	約3億円
・テレビジョン放送局	約3億円
・800MHz帯映像FPU等	約2.5億円

(参考1) マイクロ固定局 (電気通信業務用)



(参考2) 人工衛星局 (3～6GHz帯)



《第3段階》【個々の無線局への負担額の配分】について

a) 通常の無線局（広域専用電波を使用しないもの）の場合

個々の無線局への負担額の配分にあたっては、各種算定対象無線システムごとの負担額として第2段階で計算した金額を基に、必要に応じ、地域特性や出力などを勘案して計算します。

地域特性の勘案

マイクロ固定通信や地球局等に係る金額の計算に当たっては、地域によって、電波の逼迫の程度に有意な差が認められる点（例：人口密度、固定局等の無線局密度〔下記参考参照〕）を勘案することとします。

地域ごとの事情の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、3GHz～6GHzの帯域を利用する固定局及び衛星地球局やPHS基地局を対象に、全国を第1地域〔東京都（過疎地・離島を除く）〕、第2地域〔神奈川県及び大阪府（同左）〕、第3地域〔その他の道府県（同左）〕、第4地域（過疎地・離島）に区分して、地域ごとの事情に配慮した料額を設定します。

地域特性の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、上述のとおり全国を4つの地域に区分し、第1地域：第2地域：第3地域：第4地域の比率を10：5：1：0.5として料額を設定します。

〔参考〕 地域区分の指標（例）

順位	人口密度 (1)			無線局密度 (2)					
	都道府県名	人口密度	全国平均比	都道府県名	固定局数 / km ²	全国平均比	都道府県名	基地局数 / km ²	全国平均比
1	東京都	5485.3	16.14	東京都	2.41	9.74	東京都	4.74	12.48
2	大阪府	4563.7	13.43	大阪府	1.47	5.95	大阪府	2.95	7.78
3	神奈川県	3537.6	10.41	神奈川県	1.17	4.75	神奈川県	2.26	5.96
4	埼玉県	1831.5	5.39	長崎県	0.78	3.14	愛知県	1.29	3.40
5	愛知県	1355.7	3.99	沖縄県	0.69	2.79	埼玉県	0.97	2.56
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
45	秋田県	101.8	0.30	岩手県	0.10	0.40	岩手県	0.18	0.47
46	岩手県	92.4	0.27	北海道	0.09	0.36	秋田県	0.17	0.46
47	北海道	72.2	0.21	秋田県	0.09	0.36	北海道	0.13	0.34
全国平均		339.8293	1.00		0.25	1.00		0.38	1.00

1 住民基本台帳人口要覧(2003) 及び全国都道府県市町村別面積調(2003)による
 2 固定局、基地局ごとに、都道府県別の無線局総数を当該都道府県の面積で割ったもの

使用する帯域幅の勘案

マイクロ固定通信のように、その通信方式によって、個々の無線局が使用する帯域幅に有意な差が認められるものについては、必要に応じ、帯域幅を勘案して金額を計算します。

出力の勘案

P H S の基地局やラジオ局等、その通信方式によって、個々の無線局の出力に有意な差が認められるものについては、必要に応じ、出力を勘案して金額を計算します。

また、10mW 以下の免許局のうち、具体的な使用実態等も踏まえつつ、必要に応じて、極めて狭い地域での電波利用であること等の事情を料額算定に当たっての勘案要素とします。

【参考：地域特性の勘案についての報告書の考え方（第5章第3節）】

逼迫地域の指標の考え方

逼迫状況の進展とモバイル通信の伸びの相関関係から、人口密度等を指標として電波利用の逼迫地域と擬制することが適当ではないか。

【案1】人口密度を指標

利用者数の過密度合いをもって電波利用の逼迫度に擬制

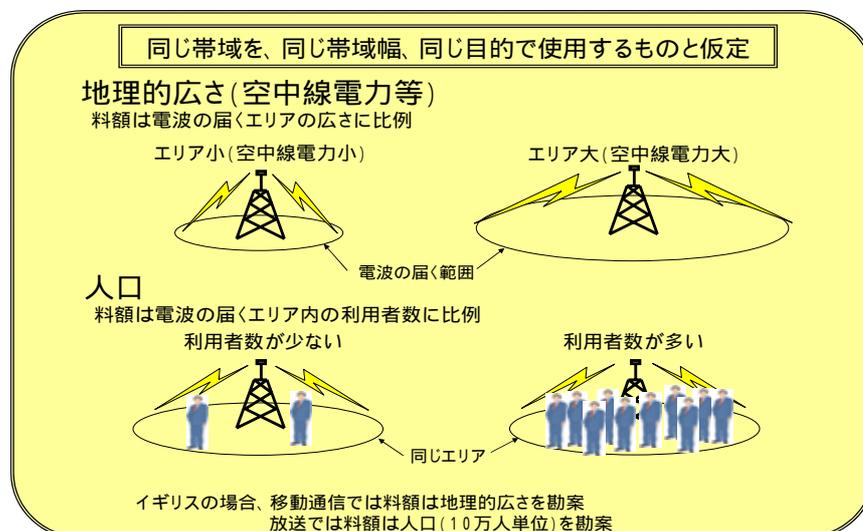
(参考) 県別人口密度の上位10県

東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、千葉県、福岡県、兵庫県、沖縄県、京都府

【参考：出力の勘案についての報告書の考え方（第5章第4節）】

使用地域の範囲の勘案とは、より広いエリアで電波を利用する者から、より多くの電波利用量を徴収することにより、電波利用者間の公平性を確保しようとするものであり、当該範囲の地理的な広さを指標とする方法と人口を指標とする方法がある。地理的な広さの場合には、無線局の発する電波の届く範囲とし、空中線電力の大きさが目安になると考えられる。

エリアの勘案



b) 広域専用電波を使用する無線局の場合

携帯電話、MCA、衛星携帯電話等の一定の周波数を広域において専用する無線システムについては、「a群」に係る金額に関して、局数ではなく使用する帯域幅に応じた課金体系を導入することとします。この結果、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加すればするほど1局当たり換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、電波有効利用インセンティブが働くことを期待しています。

また、基地局からの指示を受けて定められた電波のみを発射する携帯電話端末等、被制御型の無線局のように、基地局と強い関係があるものについて、当該被制御型の無線局に係る電波利用料の計算に際しては、当該基地局の免許人の広域専用電波を使用する無線局として扱うこととします。

なお、地域ごとの使用実態の違い等も勘案するため、基本的に総合通信局の管轄区域ごとに広域専用電波を指定することとし、併せて、地域人口や基地局密度等を勘案した地域ごとの係数を設定します。広域専用電波に係る免許人の負担額は、その使用帯域幅にこの係数を乗じ、これに1MHz当たりの金額を乗じて得た金額とします。

総合通信局名	地域人口(1)		人口密度(1)		基地局密度(2)	
	地域人口	全国比	人口密度	全国平均比	基地局数 / km ²	全国平均比
北海道総合通信局	5,662,856	4.5%	72.2	0.21	0.13	0.34
東北総合通信局	9,785,975	7.7%	146.3	0.43	0.23	0.60
関東総合通信局	41,381,929	32.7%	1,121.8	3.30	0.88	2.31
信越総合通信局	4,666,473	3.7%	178.3	0.53	0.27	0.71
北陸総合通信局	3,123,343	2.5%	247.5	0.73	0.39	1.03
東海総合通信局	14,735,102	11.6%	502.6	1.48	0.63	1.66
近畿総合通信局	20,637,939	16.3%	755.0	2.22	0.65	1.72
中国総合通信局	7,718,391	6.1%	241.8	0.71	0.36	0.94
四国総合通信局	4,174,004	3.3%	222.0	0.65	0.36	0.96
九州総合通信局	13,449,140	10.6%	318.9	0.94	0.37	0.96
沖縄総合通信事務所	1,353,212	1.1%	595.3	1.75	0.70	1.84
全国	126,688,364	100.0%	339.8	1.00	0.38	1.00

1 住民基本台帳人口要覧(2003)及び全国都道府県市町村別面積調(2003)による

2 総合通信局の管轄区域別の基地局総数を、当該区域の面積で割ったもの

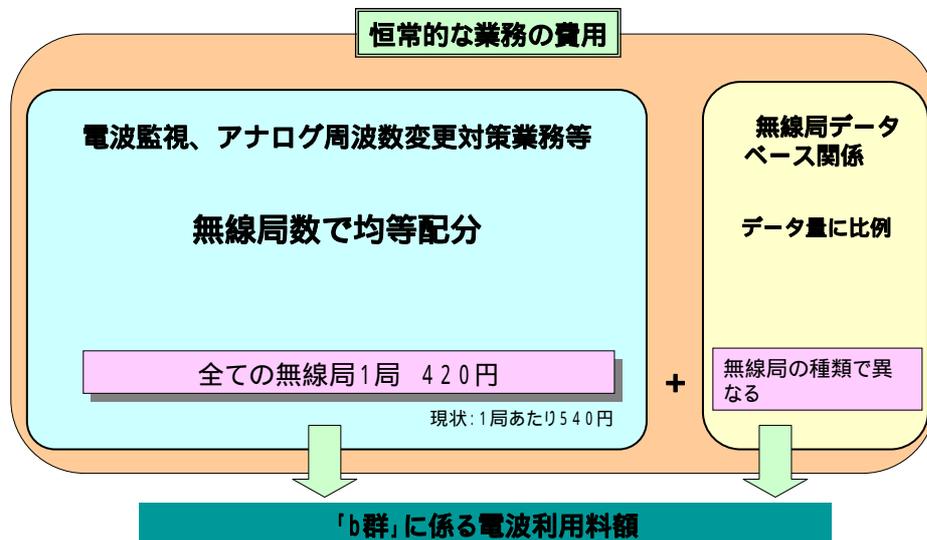
さらに、周波数割当計画において2年以内に使用の期限が付されている場合においては、収容無線局数の減少を促す政策的必要性があるため、当該帯域を広域専用電波に指定しないこととし、通常の1局ごとの料額表を適用することとします。

3 「b群」に係る金額の計算方法

「b群」に係る金額は、従来と同じ算定方法により計算することとしますが、特に、総合無線局管理ファイルに係る提出データの規制緩和、軽量化等も踏まえた効率化に努めること等により、約495億円(平成16年度予算)から約440億円(平成17年度～19年度平均)へと1割以上の削減を図る予定です。

この結果、「b群」に係る部分の料額については、例えば均等負担分については1局当たり420円(現行540円)へと引き下げます。

「b群」に係る金額の算定



4 電波利用料額

冒頭に示したように、個々の無線局の電波利用料額は、「a群」に対応する金額に「b群」に対応する金額を加えたものとします。

5 特例措置

(1) 早期廃止無線局について

周波数割当計画において使用の期限が定められている無線局のうち、「周波数の再編方針」等に従って、2年以内に確実に廃局することについて総務大臣の確認を受けた無線局については、電波の有効利用に寄与することや、逼迫対策事務による受益が他の無線局と比べて限定的であることに配慮して、料額の減額に関する特例を設けます。

(2) 一定レベルの混信を許容等する無線局について

同一の周波数の電波を使用する他の無線システム(例：移動通信システム)の電波利用に支障を及ぼすことなく、かつ、他の無線システムの電波利用により生じる一定程度の電波干渉や混信等を許容することが条件とされた無線システムや無線局については、

ア)他の無線システムの導入を容易にするなど、電波の有効利用に資すること

イ)総務大臣が実施する周波数逼迫対策や電波監視等の行政事務による受益の程度が通常の無線局に比べて小さいと考えられること

ウ)周波数共用技術に関する研究開発に係る費用の効率化も一部可能になること

など、電波の有効利用に大きく寄与することに配慮して、料額算定の特例を設けます。